

【研修事業者情報】

○法人情報

- ・法人格・法人名称・住所等
学校法人 長岡総合学園
〒940-0853
新潟県長岡市中沢 4-403-1
TEL 0258-38-7121 FAX 0258-38-7122
- ・代表者名
理事長 高橋 捷二
- ・教育事業を実施している場合・事業概要
本校 HP <https://yukyuzan-eiyo.jp/>

○研修機関情報

- ・事業者名称・住所等
学校法人 長岡総合学園 悠久山栄養調理専門学校
〒940-0853
新潟県長岡市中沢 4-403-1
TEL 0258-32-7696 FAX 0258-33-9310

・理念

わが国では急速な少子・高齢化の進展に伴い、後期高齢者の人口比率が高まり、また要介護高齢者も急増し健康寿命の延伸と生活の質(QOL)が問われています。

本校では、「食と栄養」の専門職である栄養士養成を行い、福祉施設にも多くの卒業生を輩出してきました。加えて現在では、福祉施設の増加に伴いより質の高い、栄養ケアだけでなく総合的なケアサービスを提供できる栄養士が求められています。そこで本校では、介護の知識と技術を兼ね備えた栄養士を育成すべく、平成13年度より訪問介護員の養成事業を行い、研修修了者は既に400人を超えています。

基礎となる栄養士の知識・技術の上に、ケアサービスの基本的概念を学ぶことで、食事面・栄養面からも要介護高齢者の自立を支えることが可能になります。食事を通じて心身を活性化させ、生きる喜びを実感してもらうことが、高水準の生活の質(QOL)の確保に繋がると考えます。

この研修を通して、介護職員として働く上で基本となる知識・技術の習得はもちろん、栄養士と介護の2つの専門性を同時に学ぶことにより栄養士としてのスキルアップを目指します。

・学則

別紙1 参照

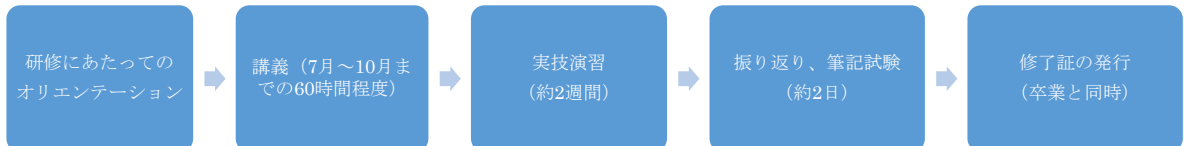
・研修施設、設備

本校 HP <https://yukyuzan-eiyo.jp/>

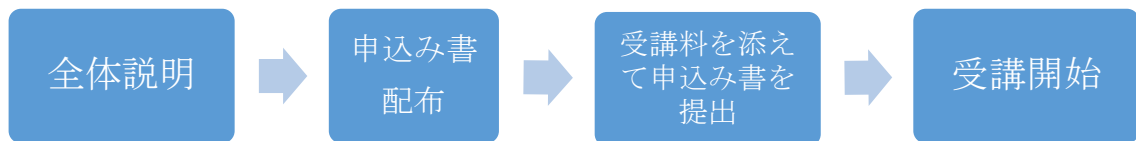
【研修事業情報】

○研修の概要

- ・対象
本校衛生専門課程栄養士科に在籍し、研修を希望する者
- ・研修のスケジュール（期間、日程、時間数）
研修期間 令和3年7月～令和4年2月
詳細な日程は、受講者に別途案内を行う。



- ・定員（集合研修、実習）と指導者数
定員：18名 指導者数：6名程度
- ・研修受講までの流れ（募集、申込み）



- ・費用
72,160円（受講料 66,000円 + テキスト代 6,160円）

- ・留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
 - ・本校栄養士科に在学している学生を対象としているため、外部の方の募集はしておりません。本校栄養士科に入学した学生のうち、希望者のみへ研修事業を行っております。
 - ・栄養士養成課程を全て修了し、筆記試験を通過して与えられる資格です。
 - ・介護職員として働くための知識・技術を習得する研修ですが、栄養士としての知識・技術の向上にも繋がります。栄養士と介護の2つの専門性を同時に学ぶことにより栄養士としてのスキルアップを目指しましょう。

○課程責任者

- ・課程編成責任者名
学校法人 長岡総合学園 悠久山栄養調理専門学校
校長 井上 恵

【講師情報】

別紙2 参照

【実績情報】

- ・過去の研修実施回数（年度ごと）
- ・過去の研修延べ参加人数（年度ごと）

研修開講年度	研修実施回数	研修参加人数
平成13年度	1回	33名
平成14年度	1回	34名
平成15年度	1回	29名
平成16年度	1回	38名
平成17年度	1回	33名
平成18年度	1回	17名
平成19年度	1回	17名
平成20年度	1回	40名
平成21年度	1回	24名
平成22年度	1回	21名
平成23年度	1回	20名
平成24年度	1回	16名
平成25年度	1回	31名
平成26年度	休止	
平成27年度	1回	8名
平成28年度	1回	16名
平成29年度	1回	16名
平成30年度	1回	14名
令和元年度	1回	6名
令和2年度	休止	

【連絡先等】

- ・申込み・資料請求先
学校法人 長岡総合学園 悠久山栄養調理専門学校
〒940-0853
新潟県長岡市中沢4-403-1
TEL 0258-32-7696 FAX 0258-33-9310
- ・法人の苦情対応者名・連絡先
学校法人 長岡総合学園
担当：朽倉 真由美
〒940-0853
新潟県長岡市中沢4-403-1
TEL 0258-38-7121 FAX 0258-38-7122

・事業所の苦情対応者名・役職・連絡先

学校法人 長岡総合学園 悠久山栄養調理専門学校

介護職員初任者研修課程養成委員会

担当：教員 高野 壮浩

〒940-0853

新潟県長岡市中沢 4-403-1

TEL 0258-32-7696 FAX 0258-33-9310

別紙 1 学則

学校法人長岡総合学園 悠久山栄養調理専門学校
介護員養成研修事業介護職員初任者研修（通学制）規程

（事業者の名称、所在地）

第 1 条 本研修は、次の事業者が実施する。

学校法人 長岡総合学園

新潟県長岡市中沢 4 丁目 4 0 3 番地 1

悠久山栄養調理専門学校

新潟県長岡市中沢 4 丁目 4 0 3 番地 1

（目的）

第 2 条 最近の社会情勢を踏まえ、超高齢化社会に向けて、栄養・食生活面のみならず介護面にも対応できる栄養士の養成をめざし、介護職員初任者研修課程資格を取得するものとする。

（形式）

第 3 条 事業者は、事業所において通学形式により本研修事業を実施する。

（研修事業の名称）

第 4 条 研修事業の名称は次とおりとする。

学校法人長岡総合学園 悠久山栄養調理専門学校

介護職員初任者研修課程（通学制）

（年間事業計画）

第 5 条 研修事業は、次の計画のとおり実施する。

実習期間 令和 3 年 7 月～令和 4 年 2 月

募集定員 18 名

（受講対象者）

第 6 条 受講対象者は次の者とする。

本校衛生専門課程栄養士科に在籍し、研修を希望する者

栄養士科 2 年制課程の 2 年次にあたる者

（研修参加費用）

第 7 条 研修参加費用は次のとおりとする。

内訳	金額（税込）	納付方法	納付期限
受講料	66,000 円	一括・分割納入	申し込み締切日まで
テキスト代	6,160 円	一括納入	申し込み締切日まで

（使用教材）

第 8 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト 公益財団法人 介護労働安定センター発行

（研修カリキュラム）

第 9 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添 1 のとおりとする。

（研修会場一覧）

第 10 条 前条の研修において使用する講義会場及び演習会場は、別添 3 のとおりとする。

(担当講師)

第 11 条 研修を担当する講師は、別添 4 のとおりとする。

(申込手続)

第 12 条 申込手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校指定の申込用紙に必要事項を記載の上、受講料を添えて、期日までに申し込む。
ただし、定員に達した時点で申込受付は終了する。
- (2) 本校は、書類審査のうえ受講者を決定し、受講決定を受講者に通知する。
- (3) 納付した受講料については、実施期間前に申込を取り消す場合以外は、返還しない。
- (4) 本校は、研修参加費用の納付を確認した後、教材を受講者に配布する。

(受講時等の本人確認方法)

第 13 条 受講対象者は、本校衛生専門課程栄養士科に在籍し、研修を希望する者であり、本校入学時に戸籍抄本による本人確認を行っている。そのため受講時の本人確認は改めて行わないものとする。

(科目免除の取扱い)

第 14 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 15 条

- (1) 修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムをすべて履修し、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、終了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。
- (2) 修了評価は、第 9 条に定める全てのカリキュラムに履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については、100 点満点評価とし、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価し、C 以上で修了時に到達すべき水準に達したものは(合格)と認定する。

A : 80 点以上	B : 79~65 点	C : 64~50 点	D : 49 点以下
------------	-------------	-------------	------------

- (3) 合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に必要な補講を受講した上で、再試験を受けることとする。

(研修欠席者の扱い)

第 16 条 理由の如何に関わらず、研修開始から 5 分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ない理由で欠席する場合は、速やかに「欠席届」を提出する。

(補講について)

第 17 条 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者、また受講者が「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術の習得が十分でないと認められる者については、講義・演習総時間数の 1 割を上限とし、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(受講の取消)

第 18 条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 19 条 第 15 条により修了を認定された者に対し、本校において新潟県介護職員初任者研修事業実施要綱 1 1 に規定する修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

第 20 条 修了者管理の方法は次のとおりとする。

(1) 修了者は修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行することができる。

(研修事業執行組織)

第 21 条 研修事業は、本校介護職員初任者研修養成委員会で行う。

(施行細則)

第 22 条 この規程に必要な細則並びに、この規程に定めない事項で必要があると認められる時は、本校がこれを定める。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 23 年 6 月 27 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 25 年 5 月 7 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 10 月 2 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 5 月 17 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規定は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規定は、令和元年 5 月 15 日から施行する。

(附則)

第 1 条 この規定は、令和 3 年 7 月 19 日から施行する。

科目名	講師名	資格等の名称
1 職務の理解	佐藤 由香	介護福祉士
2 介護における尊厳の保持・自立支援	浅田 千加子	看護師
3 介護の基本	元井 信明	看護師
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	大坪 純子	専門学校教員
5 介護におけるコミュニケーション技術	石山 文枝	介護福祉士
6 老化の理解	竹中 僚子	専門学校教員
7 認知症の理解	石山 文枝	介護福祉士
8 障害の理解	大坪 純子	専門学校教員
9 こころとからだのしくみと生活支援技術		
1) 基本知識の学習	佐藤 由香	介護福祉士
2) 生活支援技術の学習	佐藤 由香	介護福祉士
	石山 文枝	介護福祉士
3) 生活支援技術演習	元井 信明	看護師
10 振り返り		
講義・演習	竹中 僚子	専門学校教員